

新旧対照表 川西市立明峰小学校PTA規約細則

(令和2年3月改正)

改正後	改正前	備考
<p>第1条 会計規定 1～4. (略)</p> <p>(当初予算)</p> <p>5. 会計は、前年度活動の反省及び、予算執行過程の問題点をつかんだうえで、<u>学年委員会</u>、各専門委員会からの予算要求資料を取りまとめ、新年度活動方針にみあうように全項目について公平慎重な検討を加えて原案をつくる。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(決算書作成)</p> <p>11. <u>学年委員会</u>及び各専門委員会の代表は、年度末までに支出明細書及び、これに付随する一切の必要書類を会計に提出する。</p> <p>12～21. (略)</p> <p>第2条 専門委員会に関する規定</p> <p>1. 専門委員会の<u>種類は、原則として次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>選挙管理委員会</u></p> <p>(2) <u>保体委員会</u></p> <p>(3) <u>給食委員会</u></p> <p>(4) <u>人権委員会</u></p> <p>(5) <u>見守り委員会</u></p> <p>(6) 地区代表委員会</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第1条 会計規定 1～4. (略)</p> <p>(当初予算)</p> <p>5. 会計は、前年度活動の反省及び、予算執行過程の問題点をつかんだうえで、<u>学年・学級委員会</u>、各専門委員会からの予算要求資料を取りまとめ、新年度活動方針にみあうように全項目について公平慎重な検討を加えて原案をつくる。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(決算書作成)</p> <p>11. <u>学年・学級委員会</u>及び各専門委員会の<u>正委員長</u>は、年度末までに支出明細書及び、これに付随する一切の必要書類を会計に提出する。</p> <p>12～21. (略)</p> <p>第2条 専門委員会に関する規定</p> <p>1. 専門委員会の<u>種類と任務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>広報委員会 (会報、機関紙等の発行)</u></p> <p>(2) <u>文教委員会 (会員の研修、クラブ活動)</u></p> <p>(3) <u>保体委員会 (児童及び会員の健康増進、クラブ活動)</u></p> <p>(4) <u>選挙管理委員会</u></p> <p>(5) <u>給食委員会</u></p> <p>(6) 地区代表委員会</p> <p>(7) <u>献血委員会</u></p> <p>(8) <u>進路検討委員会</u></p> <p>(9) <u>人権委員会</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>名称の変更</p> <p>名称の変更</p> <p>専門委員会の見直し</p>

報告第三号②

改正後	改正前	備考
<p>第3条 役員の選出規定</p> <p>1. 選挙管理委員会の構成は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 選挙管理委員6名。<u>ただし、6年生を除き原則各学年1名は加わることとする。</u></p> <p>(2) 助言者として、役員及び顧問が加わることができる。</p> <p>2. 役員選出について</p> <p>(1) 役員の選出については、選挙管理委員の指示に従い、<u>学年委員</u>が行う。</p> <p>(2) 役員候補（7名）及び青少年育成市民会議担当委員候補（2名）、<u>小学校選出補導委員候補（1名）、地区代表委員長候補（1名）は、原則として各学級2名以上選出する。</u></p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>(5) <u>過去に次のいずれかの職に就任したことがある人は、役員になることを辞退することができる。</u></p> <p><u>ア. 規約第7条に定める役員</u></p> <p><u>イ. 青少年育成市民会議担当委員</u></p> <p><u>ウ. 小学校選出補導委員</u></p> <p><u>エ. 地区代表委員長</u></p> <p><u>オ. 明峰中学校PTA会長（なお、本会の会長経験者は明峰中学校PTAにおけるすべての役員、委員も免除となる。）</u></p> <p>(6)～(8)（略）</p> <p>3. 次年度保護者側役員については、内定後<u>全保護者会員</u>に信任を問い、その結果を年度末合同委員会に報告し承認を得る。信任投票は会員の三分の一以上の投票で成立する。投票数の過半数をもって新役員を信任するものとする。不信任の場合は、互選会に差し戻す。</p> <p>第4条 委員の選出規定</p> <p>1. 委員の選出は、年度はじめに行う。但し、青少年育成市民会議担当委員、<u>小学校選出補導委員、地区代表委員長の選出</u>については役員選出時に行う。</p>	<p>第3条 役員の選出規定</p> <p>1. 選挙管理委員会の構成、<u>任務及び選挙管理委員の任期は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 構成 選挙管理委員6名。<u>6年生を除く各学年1名と委員長。</u>助言者として、役員及び顧問が加わることができる。</p> <p>2. 役員選出について</p> <p>(1) 役員の選出については、選挙管理委員の指示に従い、<u>学級委員</u>が行う。</p> <p>(2) 役員候補（7名）及び青少年育成市民会議担当委員候補（2名）<u>小学校選出補導委員候補（1名）は、各学級2名以上選出する。</u></p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>(5) <u>一家庭につき、総務役員、青少年育成市民会議担当委員、小学校選出補導委員を一回すれば、他のすべての委員を辞退することができる。但し、川西PTA連合会総務役員（副会長・書記・会計・常務）および、各委員長にあたった場合にも総務扱いとする。ただし、会長経験者は明峰中学校のすべての役員、委員も免除となる。また、明峰中学校の会長経験者は明峰小学校のすべての役員、委員も免除となる。</u></p> <p>(6)～(8)（略）</p> <p>3. 次年度保護者側役員については、内定後<u>全会員</u>に信任を問い、その結果を年度末合同委員会に報告し承認を得る。信任投票は会員の三分の一以上の投票で成立する。投票数の過半数をもって新役員を信任するものとする。不信任の場合は、互選会に差し戻す。</p> <p>第4条 委員の選出規定</p> <p>1. 委員の選出は、年度はじめに行う。但し、青少年育成市民会議担当委員、<u>小学校選出補導委員の選出</u>については役員選出時に行う。</p>	<p>備考</p> <p>名称の変更</p> <p>地区代表委員長候補を追加</p> <p>免除理由を明確化</p> <p>信任者の範囲を明確化</p> <p>地区代表委員長を追加</p>

報告第三号③

改正後	改正前	備考
<p>2. <u>各学年で、学年委員若干名及び専門委員若干名を選出する。なお、専門委員は学年委員（副）を兼任する。</u></p> <p>3. 委員の選出は次の方法による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当する人は委員になることを辞退できる。</u> <u>ア. 第3条2(5)に定める役員辞退理由に該当する人</u> <u>イ. 児童1人につき1回以上、専門委員会の委員又は学年委員に就任したことがある人</u> <u>ウ. 特別な理由のある人</u></p> <p>(3) <u>前号の規定は、児童数、クラス編成によっては適用されない場合がある。この場合においては、他のクラスで役員又は委員を経験していない人から選出することを妨げない。</u></p> <p>(4) <u>委員の任期は1年とする。ただし、本人の意思に反しない限り、引き続き1年を限度に再選することができる。</u></p> <p>(5) <u>地区代表委員については、各地区から必要人数選出する。また、辞退理由は他の委員のそれに準ずる。</u></p> <p>(6) <u>地区代表委員の選出は、それぞれの地区の地区代表委員がそれにあたる。</u></p> <p>(7) <u>委員選出辞退理由の認否についての話し合いには、学校側副会長も加わるものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>4. <u>学年委員は学年委員会に所属し、専門委員は専門委員会に所属する。</u></p> <p>5. <u>学年委員会に於いて、互選により、代表1名を選出し、他を代表代理とする。</u></p>	<p>2. <u>各学級で、学級代表若干名を選出する。学級代表の人数は企画委員会で決定する。</u> <u>(1) 決める時期は年度末であること。</u> <u>(2) 学級数と専門委員会数を見合わせること。</u></p> <p>3. 委員の選出は次の方法による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>但し、次の人は委員になることを辞退できる。</u> <u>ア. 児童1人につき1回役員又は委員をした人。但し、児童数、クラス編成によっては適応されない事もある。又、全クラスの未経験者から選出する事もある。</u> <u>イ. 特別な理由のある人。</u></p> <p>(3) <u>任期は、一人の児童につき一年とする。但し、引き続き一年だけは再選してもさしつかえない。</u></p> <p>(4) <u>地区代表委員については、各地区から必要人数選出する。また、辞退理由は他の委員のそれに準ずる。</u></p> <p>(5) <u>地区代表委員の選出は、それぞれの地区の地区代表委員がそれにあたる。</u></p> <p>(6) <u>委員選出辞退理由の認否についての話し合いには、学校側副会長も加わるものとする。</u></p> <p>4. <u>各学級に於いて、学級委員1名(正)、専門委員1名を決定する。2～6年の各学級に於いて専門委員長候補1名を決定する。専門委員長候補の中から必要人数の専門委員長を互選により選出する。なお、専門委員は学級委員(副)を兼任する。</u></p> <p>5. <u>学級委員は学年・学級委員会に所属し、専門委員は専門委員会に所属する。</u></p> <p>6. <u>学年・学級委員会に於いて、互選により、代表1名、副代表1名を選出する。</u></p>	<p>免除理由を明確化</p> <p>任期の規定を役員と整合 児童1人につき1回以上委員をすることについては、 改正後の3(2)イで担保</p> <p>名称変更に伴う改正</p> <p>副委員長を廃止</p>

報告第三号④

改正後	改正前	備考
<p>6. <u>地区代表委員会を除く専門委員会に於いて、互選により、代表1名を選出し、他を代表代理とする。</u></p> <p>7. <u>地区代表委員会の代表は、地区代表委員長とする。</u></p>	<p>7. <u>専門委員会に於いて、互選により、各専門委員長の補佐として、副委員長1名を選出する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>副委員長を廃止</p> <p>地区代表委員会の代表者を明確化</p>